

会 議 等 結 果 報 告 書

会 議 区 分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	7 6 2
		決裁期日	平成 1 9 年 3 月 2 6 日
名 称	平成 1 8 年度第 2 回景観づくり推進会議		
日 時	平成 1 9 年 3 月 2 6 日 (月) 1 4 時 0 0 分 ~ 1 6 時 0 0 分		
場 所	2 階審議室		
出 席 者	委 員 穠吉会長、小玉副会長、加藤委員、菅野委員、松藤委員、濱本委員 事 務 局 建設水道課 早川課長、新井主幹、辻主査		
内 容	<p>会議の冒頭、穠吉会長より今回会議の議事である「景観づくり基本計画」及び「公共事業景観づくり指針」の審議について協力願う旨のあいさつ。その後事務局より基本計画及び指針の内容について説明、審議に入った。各委員及び事務局の発言要旨は以下のとおり。</p> <p>《加藤委員》 公共も含めて看板や標識が多く、道路施設帯に集中している。何も無いことが景観には 1 番良いのだが。</p> <p>《穠吉会長》 部分的にとらえることよりも、「何年か後にはこうなっている」というような、将来像を描かれてこそ、動き出せるのではないか。</p> <p>《事 務 局》 費用と効果を考え、実行に移せるものは実施して行く。効果が高くても費用が膨大なものについては、はっきりとした実施時期をなかなか明確には出来ない。しかし、中心市街地活性化に伴う街なみ整備など、そういう機会が訪れた時にはしっかり対処できるよう、基本計画や指針を活用する。</p> <p>《菅野委員》 国道や道道の橋梁高欄の色などは、道路管理者と調整できるのか。</p> <p>《事 務 局》 条例の中で、重点路線の事業に関しては、国や道が実施するものについて、町に通知するよう要請が出来ることになっている。町が景観行政団体になった折には、それが義務になってくるため、調整は十分出来る。</p> <p>《松藤委員》 野積み、廃棄物の投棄は解決しなければならない課題だ。</p> <p>《事 務 局》 重点地区については、所有者に適切な管理を要請することが出来るとなっている。</p> <p>《濱本委員》 重点地区の制限はどうなるのか。全町域に網掛けする制限内容と同レベルなのか。</p> <p>《事 務 局》 地区計画を策定する段階で、制限の内容等も決定されることとなるが、さらに細やかな制限・ルールになると思われる。しかし地区住民</p>		

内 容	<p>の合意形成が基本となる。</p> <p>《菅野委員》 上富良野町は「景観を保全するんだ」という宣言を、町全体に広めること、町民に意識してもらうことが重要だ。</p> <p>《加藤委員》 基本計画の中で、景観に対する町民の意識の高揚、啓蒙に関する事項について、もっと明確に示すべきではないか。フォーラムやセミナーの開催、広報周知などに力を入れて取り組むべきである。</p> <p>《事務局》 町民意識の高揚について、基本計画の中に明確に位置付けするよう加筆する。</p>
	<p>今回の会議でいただいた意見と、この後堀教授の助言をいただき、それらを反映したものを再度次回会議で諮り、「景観づくり基本計画」及び「公共事業景観づくり指針」の意思決定を行っていくことで了承を得、散会した。</p>